



鳥取県公報

平成 19 年 10 月 1 日 (月)
号外第 1 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	口座振替の方法により支出することができる金融機関の指定の一部改正 (830) (指導管理課) 2
	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等 の一部改正 (831) (〃) 2

告 示

鳥取県告示第830号

平成6年鳥取県告示第571号（口座振替の方法により支出することができる金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(1) <u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた信託銀行</u>	(1) <u>信託業法（大正11年法律第65号）第1条第1項の免許を受けた信託銀行</u>
(2) <u>農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第1条の農林中央金庫</u>	(2) <u>農林中央金庫法（大正12年法律第42号）第38条第1項の設立の許可を受けた農林中央金庫</u>
(3) <u>商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）第1条の商工組合中央金庫</u>	(3) <u>商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）第58条第1項の設立の認可を受けた商工組合中央金庫</u>
(4)～(7) 略	(4)～(7) 略
(8) <u>長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第4条第1項の免許を受けた長期信用銀行</u>	(8) <u>長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第4条第2項の免許を受けた長期信用銀行</u>
(9) 略	(9) 略
(10) <u>銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項の免許を受けた銀行（株式会社ゆうちょ銀行を除き、外国銀行支店については、鳥取県指定金融機関と為替取引のあるものに限る。）</u>	(10) <u>銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項の免許を受けた銀行（外国銀行支店については、鳥取県指定金融機関と為替取引のあるもの）</u>

鳥取県告示第831号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前		
3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）		3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）		
略		略		
4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）		4 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）		
名 称	取 扱 事 務	名 称	位 置	取 扱 事 務
株式会社ゆう ちょ銀行	1 県税の窓口収納に係る事務 （中国地方においては県が発 行する納付書等により収納す るものとし、中国地方以外に おいては払込取扱票により収 納するものとする。）	鳥取中央 郵便局	鳥取市東 品治町	個人事業税及び自動車 税並びに県営住宅の家 賃の収納（継続して郵 便貯金法（昭和22年法 律第144号）第7条第 1項第1号に規定する 通常郵便貯金の一部を 払込金に振り替えてす る払込みによるものに 限る。）の事務
	2 個人事業税及び自動車税並 びに県営住宅の家賃の収納に 係る口座振替の事務	広島貯金 事務セン ター	広島市東 区光町一 丁目	